


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子	
件 名	東大和市介護予防事業実施要綱を廃止する訓令について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例 規則			
	部課 機関			
1. 要 旨				
<p>(1) 主な内容 平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始することに伴い、本事業を廃止するものである。</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 介護予防事業は、総合事業における一般介護予防事業へ移行するため影響はなく、サービスの整理・統合が図られる。</p>				
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに廃止手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。